

# 平成〇〇年度 〇〇区自主防災組織図

平成〇〇年〇〇月〇〇日

|    |        |
|----|--------|
| 会長 |        |
|    | 携帯電話番号 |

1. 総括

2. 非常事態発生時の指揮命令

|     |        |
|-----|--------|
| 副会長 |        |
|     | 携帯電話番号 |
| 副会長 |        |
|     | 携帯電話番号 |

1. 会長不在時代行

2. 情報班・消火班の統括補佐

3. 救出援護班・避難誘導班統括補佐



☆班長は、監事又は調査役となる。

①情報の収集  
伝達。

①消火器による  
消火。

①負傷者の救出  
援護。

①住民の避難  
誘導等。

①給食・給水等。

◎ 非常事態とは、地震、火災、風水害その他で甚大な被害が予想されるもの。

◎ 非常招集判断基準(会長判断)

※主に、会長は、区長 副会長は区長代理となっております。

- ①火災、爆発等により大きな被害(全壊、全焼、延焼)が予想されるもの。
- ②台風等により、瞬間最大風速30メートル／秒以上に達し、大きな被害が予想される。
- ③その他、大きな被害が予想される。